

令和6年度第3回個人住民税検討会

日時：令和6年10月29日(火)14：00～

場所：総務省 低層棟 101 会議室

1 開 会

2 議 題

- ・個人住民税における現年課税化について

3 閉 会

(配布資料)

資料 個人住民税の現年課税化について

個人住民税の現年課税化について

目 次

1. これまでの説明事項の振り返り等	2
2. 第1回及び第2回検討会における構成員からの主な意見等	18

1. これまでの説明事項の振り返り等

2. 個人所得課税の課題

(1) 働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

(前略)

個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要です。また、地方部における人口の減少、上述のようなライフスタイルの多様化、関連する各種社会保障施策の広がり等といった、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意が必要です。

現年課税化の意義

個人住民税を現年所得課税とすることの意義については、以下のような点が挙げられる。

- 所得発生時点と納税の時点を近づけることで、前年より所得が減少した者の負担感が減少する(働き方の多様化なども念頭)。
※ ただし、退職所得、利子、一定の上場株式等の配当や源泉徴収口座内譲渡所得等については、個人住民税においても現年課税が行われている。
- 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。
- 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。

※ 政府税制調査会「長期税制のあり方についての答申」(昭和43年7月・抄)

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生
の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税
負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用
する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引
き続き検討することが適当である。

個人住民税を前年所得課税としている理由

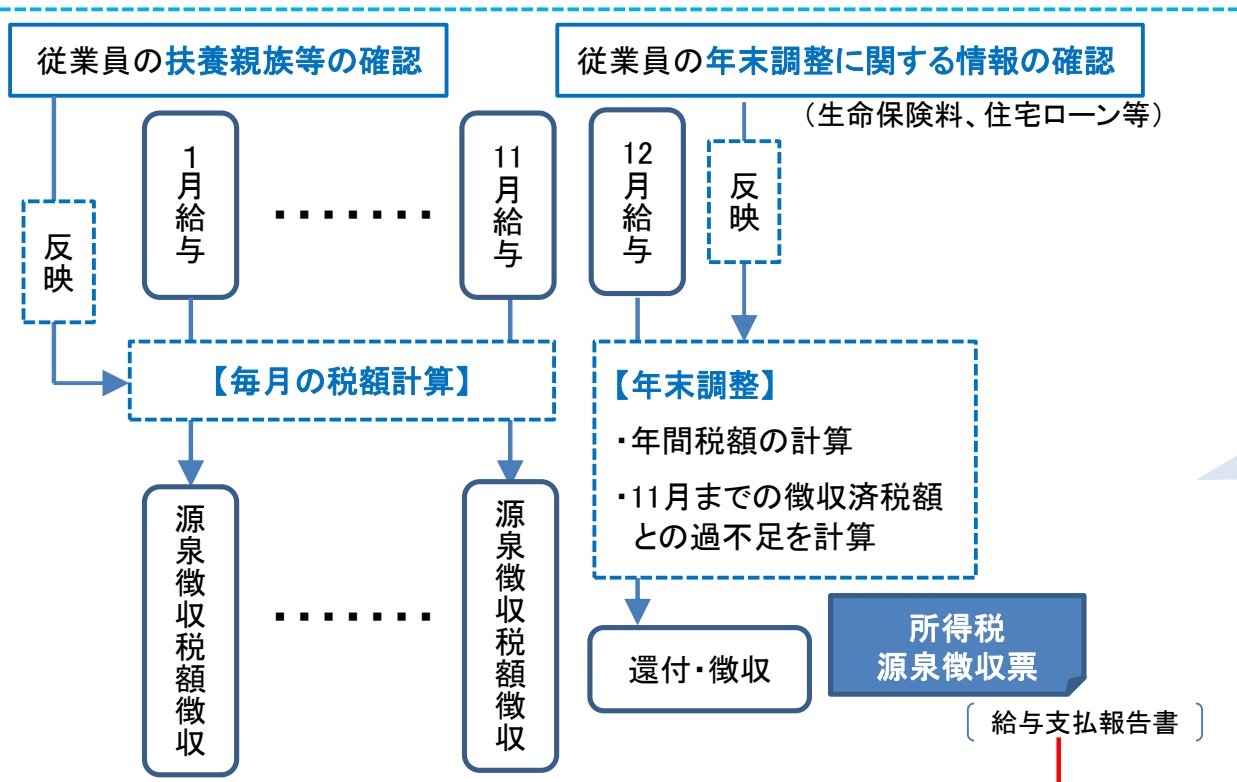
所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近付けることが望ましい一方、

- 所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用する場合、所得の把握等について、所得税・個人住民税での手続きに重複感が生じる。このため、個人住民税において、所得税の課税資料を活用することにより、市町村における調査事務の簡素化・効率化が図られる
- 給与支払者(特別徴収義務者)においては、毎月確定した税額を徴収すればよく、所得税のような年末調整が不要となる

ことから、個人住民税については、前年所得に対し課税する仕組みとしてきたものと考えられる。

所得税・個人住民税の課税・徴収業務の概要(給与所得者の場合)

所得税に関する給与支払者(企業等)の業務



※ 給与等に関する源泉徴収義務者数：約360万
※ 所得税納税義務のある給与所得者数：約4,860万人
※ 給与以外の原稿料等の報酬・料金等についても、所得税の源泉徴収義務あり(実施企業等の数：約290万)

従業員の1/1住所地市区町村

所得税で活用した前年の給与や他の所得に関する情報を名寄せして市区町村が税額計算

社会保障等の分野で活用

企業等へ通知

個人住民税に関する
給与支払者(企業等)の業務

6月給与

翌年5月給与

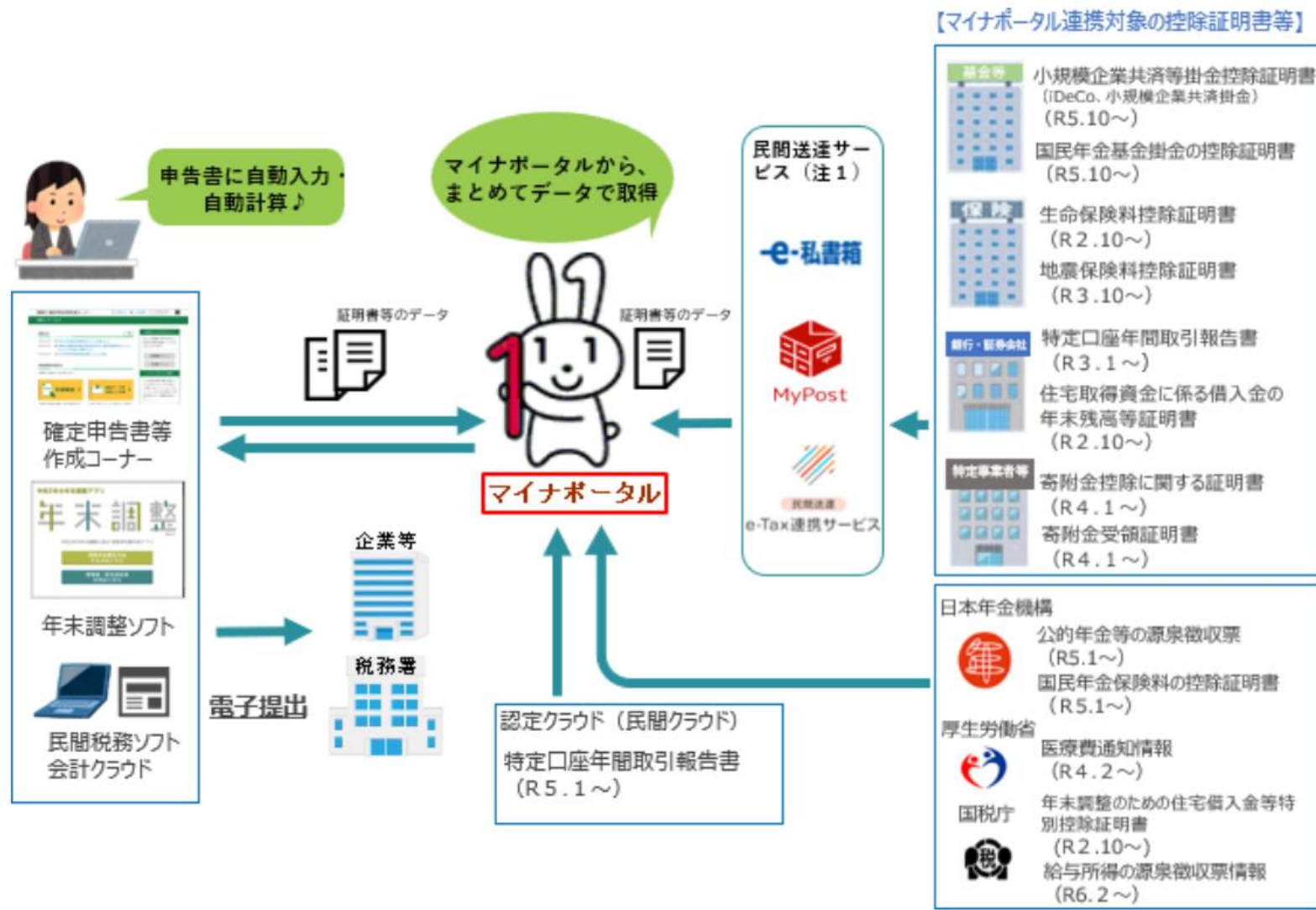
通知された税額を徴収

※ 給与から住民税が特別徴収されている者：約4,436万人

【参考】マイナポータル連携(国税庁資料より)

- 年末調整や所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能。

「マイナポータル連携の全体図」



【参考】申告手続の利便性向上(国税庁資料より)

- 国税庁では、確定申告に必要なデータを、マイナポータル等を通じて申告データに自動で取り込む仕組みの整備が進められており、当該仕組みを活用することで、所得情報の把握や税額決定をリアルタイムで行える可能性。

給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

II 納税者の利便性の向上

- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指します。
- ◆ 令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。

1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択

個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
(振替納税を利用すれば納付も自動に)

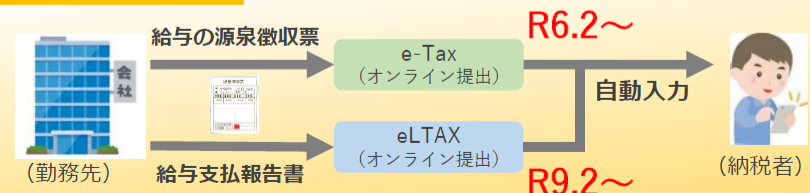
2 現状



自動入力の対象

(対応済み)	ふるさと納税	生命保険	地震保険
	株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
(R5.1～)	医療費	国民年金保険料	
	公的年金等の源泉徴収票		
(R6.1～予定)	iDeCo	小規模企業共済等掛金	
(R6.2～予定)	給与所得の源泉徴収票		

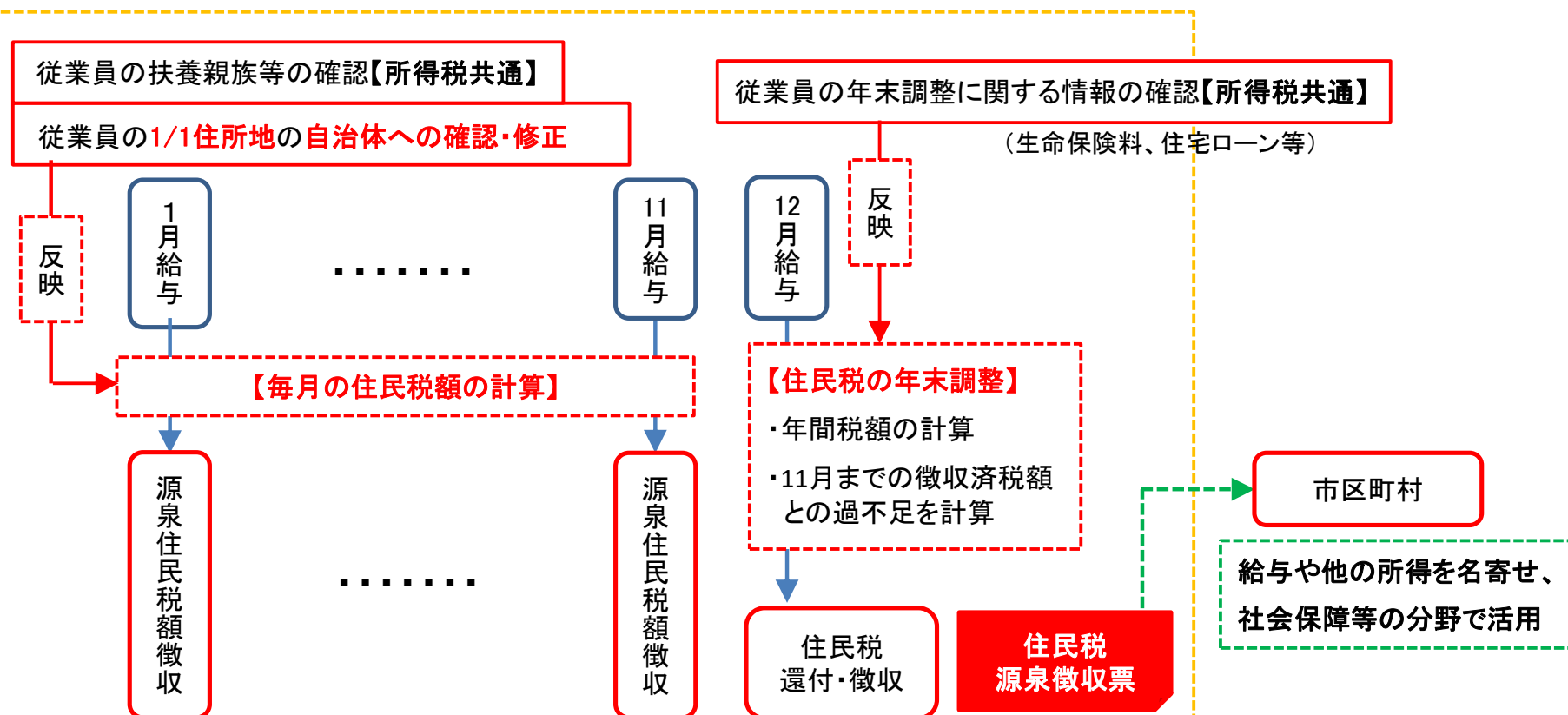
3 給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが
国（国税当局）に連携される。（令和5年度税制改正）

住民税を現年課税化した場合の課税・徴収業務のイメージ(所得税方式)

【現年課税化した住民税に関する企業の業務】

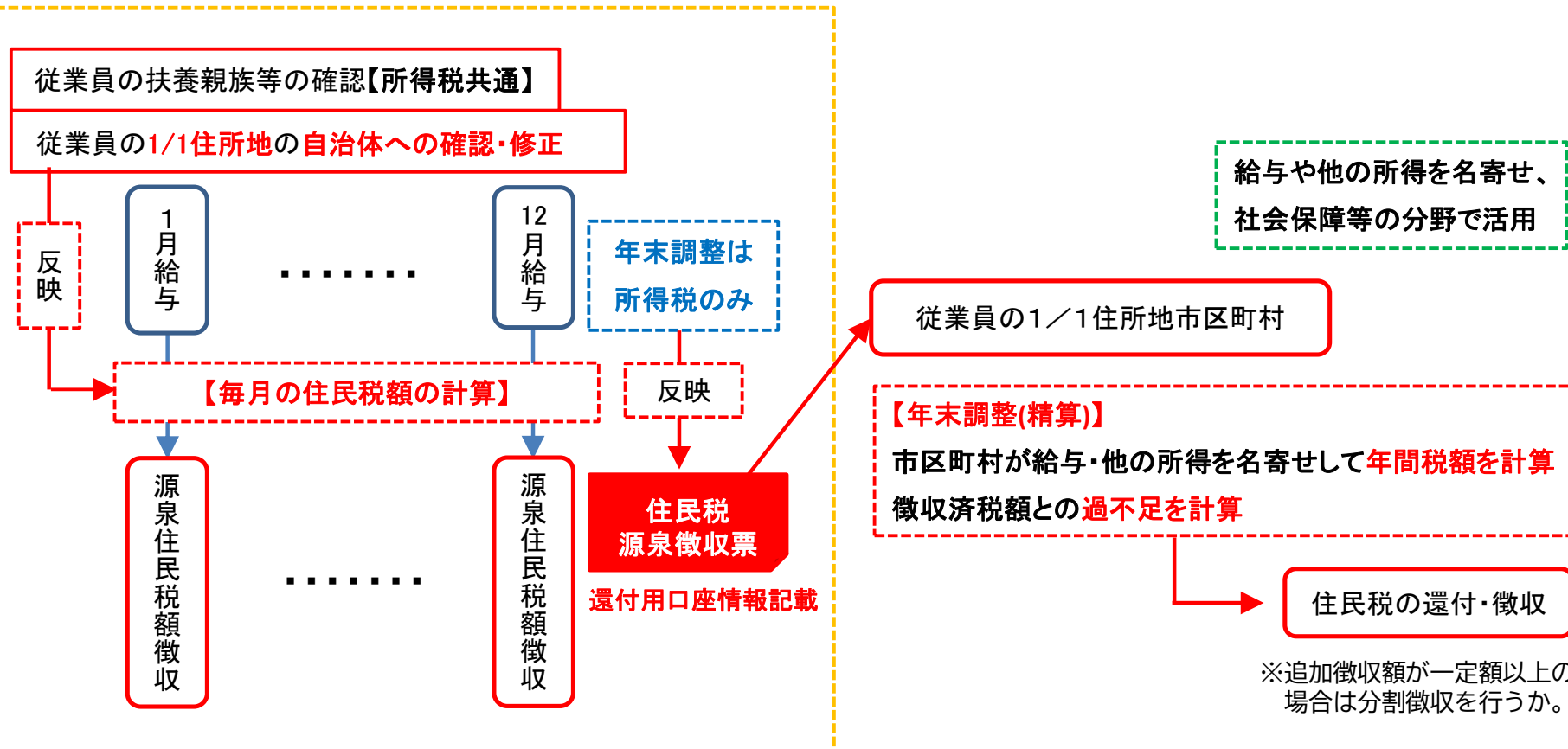


※給与以外の原稿料等の報酬・料金等についても、企業等による源泉徴収が必要(所得税と同様)。

	1/1住所地確認	住民税月額計算	住民税徴収	年末調整
所得税方式	企業	企業	企業	企業
現行	市区町村	市区町村	企業	—

住民税を現年課税化した場合の課税・徴収業務のイメージ(市町村精算方式)

【現年課税化した住民税に関する企業の業務】



	1/1住所地確認	住民税月額計算	住民税徴収	年末調整(精算)
市町村精算方式	企業	企業	企業	市区町村
現行	市区町村	市区町村	企業	—

※現行制度での還付は、基本的に過誤納に伴う例外的対応。「市町村精算方式」では大量の還付が発生する見込み。

個人住民税を現年課税化する場合の主な論点①

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。

※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。

- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を算定する事務が生じる。

※ システム化が進んでいない中小企業等への配慮が必要。

- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等(※2)で税額計算したのち追徴・還付を行う年末調整の事務が生じる。＜所得税方式の場合＞

※1 企業が年末調整を行わない＜市町村精算方式の場合＞には、この課題は生じない。

※2 均等割、非課税限度額、地方団体の独自減免など。

- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

＜所得税方式の場合＞

個人住民税を現年課税化する場合の主な論点②

市町村

- ・ 現行制度下での還付は、基本的に過誤納に伴う例外的対応にとどまるが、企業が年末調整を行わない<市町村精算方式の場合>は、年税額と源泉住民税額との差が生じるため、市町村において大量の追徴・還付事務が発生(還付先口座の把握等を含む)。
- ・ 住民税年間税額の算定は、現行の前年所得課税と同じ業務フローとなることを想定すると、還付等は翌年6月以降になると考えられる。所得税の年末調整による還付が年内12月であることと比べて、「遅い」との批判を招く可能性。<市町村精算方式の場合>

納税義務者

- ・ 現年課税への切替時の税負担のあり方を整理する必要。

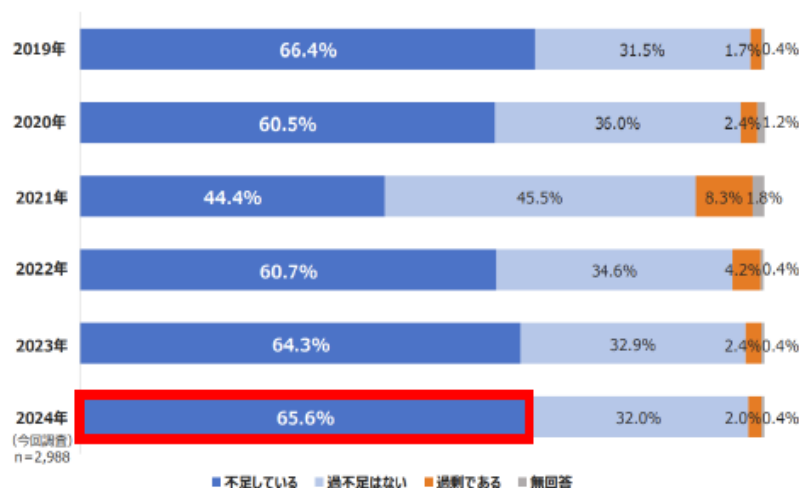
※1 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

※2 所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正より、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式へ移行。その際、当年の所得と前年の所得を比較して、一定金額以上の金額で増加した者に対し、その増加した増加所得を対象として一年限りで課税する仕組みが創設された。

2. 中小企業におけるバックオフィス体制の現状

- 中小企業の3社に2社が人手不足を訴える厳しい状況（図1）
- 7割超の事業者が1人でバックオフィス業務を行っている（図2）
- 6割超の事業者において、専任の従業員がおらず、代表者や営業担当者等が経理業務も担当している。また、事業規模が小さいほどその傾向が強い（図3）

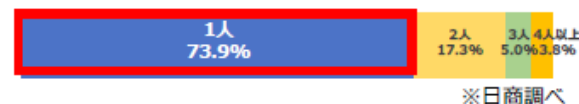
【図1：人手不足の現状】



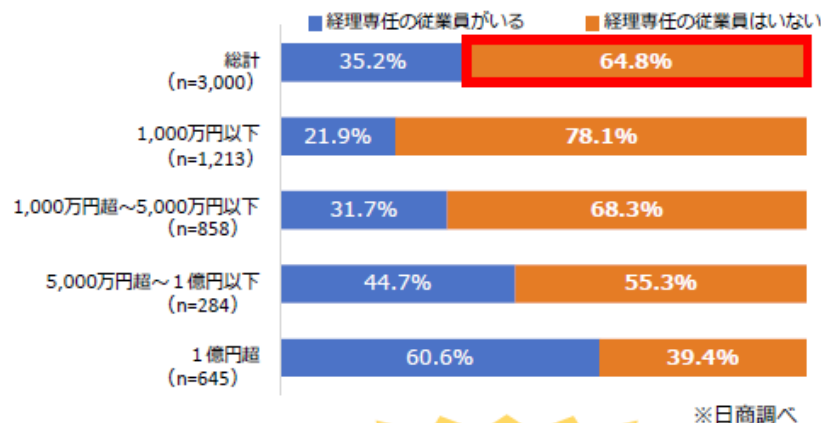
出典：日商「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」
(2024年2月14日)

経済活動の再開に伴い
慢性的な人手不足が再燃

【図2：経理業務の従事人数】(n=3,000)



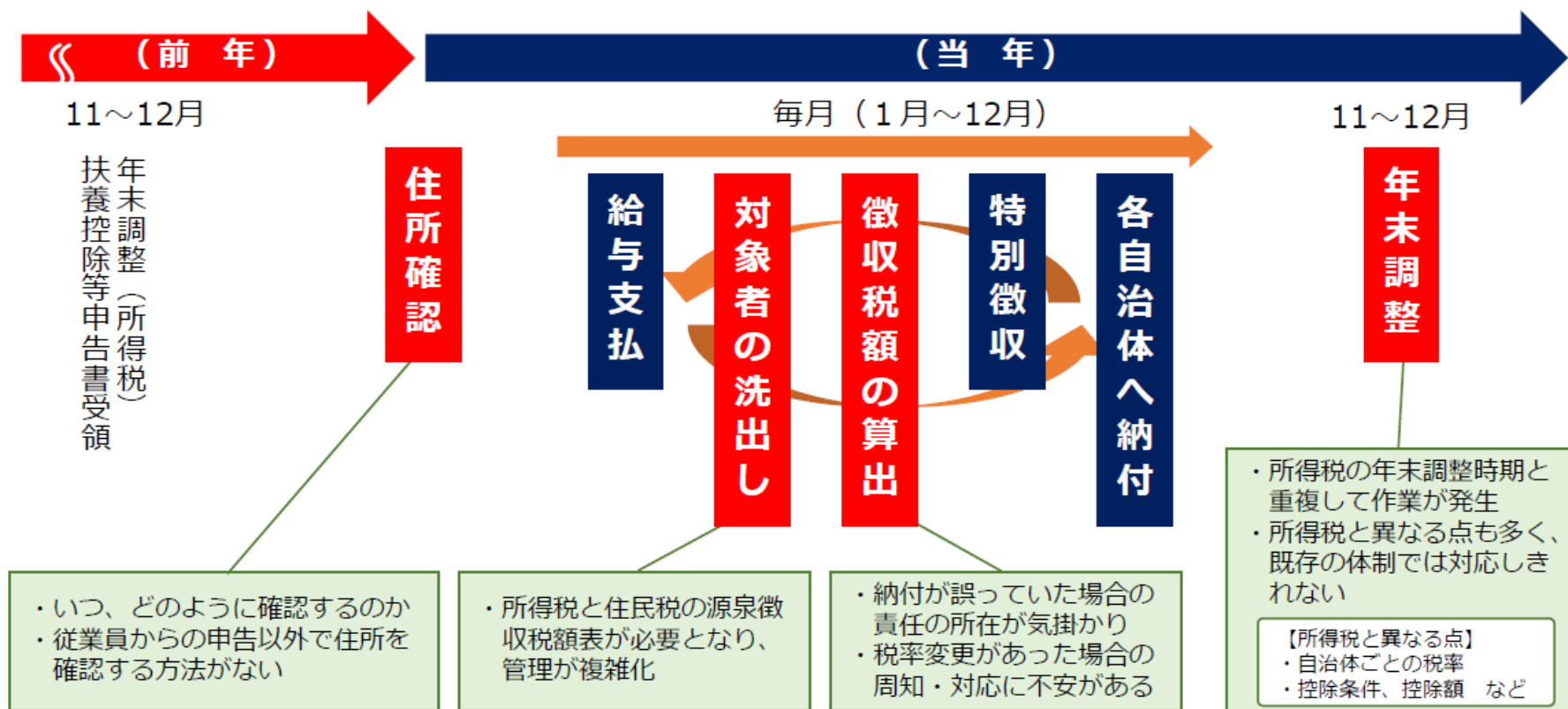
【図3：経理専任従業員の有無】



バックオフィス業務に
人的資源を割く余裕がない

3. 個人住民税の現年課税化に係る事業者の負担 (所得税方式の場合)④

- 所得税と同一フローだとしても、納付先が異なることや控除内容に違いがあることから、既存の体制のままで対応することはできない



年末調整事務を除いても
事業者負担が大幅に増加する

6. 商工会議所の考え方

- 個人住民税の現年課税化は、未曾有の人手不足に見舞われる中小企業・自治体の双方に多大な事務負担を押し付け、生産性を低下させる極めて影響の大きい制度変更
- また、全ての国民・企業・自治体のうち、現年課税化を望む者がどれだけいるのか、定量的に示されたこともなく、そもそものニーズがどれだけあるのかも不明
- 上記を踏まえれば、現状の仕組みのままで個人住民税の現年課税化は反対と言わざるを得ない。なお、現年課税化を進める場合においては、企業の追加負担がないようにすることが必須である

日商「令和6年度税制改正に関する意見」（2023年9月）抄

●事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。（略）現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。（略）個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

●地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること（以下、略）

【参考】個人住民税の現年課税化に係る日本商工会議所からの意見

令和7年度税制改正に関する意見(令和6年9月)(抜粋)

Ⅲ. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

2. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

(5)事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

(前略)特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。(後略)

個人住民税の現年課税化に対する経団連の受け止め

- いくつかの加盟企業に意見を聞いてみたところ、現行の仕組みで致命的な問題が生じていない中で、あえて現年課税化する必要はないとの意見がほとんどであった。
- なぜ現年課税化が必要なのか、納税者や企業の納得を得るよう、丁寧に説明する必要がある。
- 現年課税方式とした場合、以下のとおり企業の実務負担の著しい増加が予想される。
 - (1) 企業が自ら税額の計算を行う必要がある(現行制度では自治体が計算し、企業に通知した税額を徴収すればよい)。
 - (2) 納税団体(従業員の1／1住所地)の確定を企業が行う必要がある(現行制度では1／1住所地の最終的な確認は自治体が行っている)。
- 超過課税など自治体独自の課税が行われているケースがあり、それらを加味して源泉徴収することは困難。
- どうしても現年課税を行うのであれば、住民税を所得税の付加税とすることも考えられないか。

2. 第1回及び第2回検討会における 構成員からの主な意見等

第1回検討会における構成員からの主な意見等

項目	主な意見等
①意義	○ 現行制度(前年所得課税)は事務負担の面で考えると、非常に良くできた制度。一方、現年課税化により、所得の発生と納税のタイミングを近づけることは良いが、事務負担の面でハードルが高いか。 ○ 現年課税化の結果、企業と自治体の双方に(実務的にも)メリットが出るような方向で制度設計する必要があるか。
②課題	＜全般＞ ○ 個人住民税で用いる所得情報は、福祉の給付、介護保険料、高額療養費など、他の分野でも使用される。そのため、現年課税化した場合も、どこかの時点で所得を確定させ、市町村の事務に使用できる状態とする必要がある。また、個人住民税のみを現年課税化する場合、国民保険料や介護保険料等については、現行どおり、前年所得課税のまま保険料を賦課していくのかという点も考える必要があるか。 ○ eTAX上でまとめて申告納付できる仕組みはあるが、現年課税化に当たって、事務の簡素化の観点で「ワンストップ」で完結するような仕組みとなれば良いが、難しいか。 ○ 今後eTAXがさらに進んだ場合、残る課題はどのようなものとなるか。 ＜所得税方式・市町村精算方式に関して＞ ○ 所得税方式や市町村精算方式を導入した場合、どの程度の事務負担になるかということを具体的に確認していく必要がある。市町村の事務負担について、還付や追加納税等の負担増が想定されるが、その点についてもどの程度ボリュームがあるか(eTAXを含め、システムによる対応可否についても確認していく必要)。 ○ 所得税方式の場合、現状以上に企業に事務負担が生じることとなり、厳しいか。 ○ 所得税方式の場合、自治体ごとに均等割の非課税限度額や標準税率が異なる中、精算において、企業側に大きな事務負担が生じないか。 ○ 市町村精算方式の場合、追徴に係る事務負担は重くなると考えられるため、基本的に精算時は「還付」する形とすべきでないか。 ○ 還付に当たって、マイナンバーを通じて公金受取口座の紐付け・把握を行うことが必要か。 ○ 還付に際しては通知が必要。市町村精算方式の場合、自治体における還付事務は相当の負担となるのではないか。

第1回検討会における構成員からの主な意見等(続き)

項目	主な意見等
③その他	○ 企業・市町村・納税者の事務負担が少なくなる方法を検討するにあたって、賦課課税又は申告納税のどちらとするか、賦課期日をいつにするか、個人住民税の申告を義務化するような方策も考えられるかといった点について、確認していく必要がある。 ○ 現行制度下では、所得税と比較して扶養控除等の金額に差異があるが、地方税には、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという「地域社会の会費的性格」が含まれていることを踏まえる必要。 ○ 現年課税化だけを考えれば、例えば「地方所得税」として所得税の付加税とすることで、年末調整は所得税分の1回で済み、基本的な問題点は解消されると思われるが、地方自治の観点から許容されないか。 ○ 例えば外国人の方が12月に帰国した場合、納税管理人を置く等の対応を行わないことで、個人住民税が徴収できない場合がある。こうした事例に対し、所得の発生時点で源泉徴収できれば、一定の解決は図られるか。 ○ 個人住民税は市町村にとって基幹税であり、賦課～徴収が漏れなく行われる必要がある。外国人の短期労働者等が増加しており、どの程度存在するかということは、今後の検討において論点となるのではないか。

第2回検討会における構成員からの主な意見等

項目	主な意見等
①意義	○ 多様な人の動きがある中、現年課税化により公平性を担保できるのではないか。 ○ 現年課税化の意義として、働き方の多様化を踏まえた公平性の観点や、外国人への課税の観点などが挙げられるか。
②課題	<全般> ○ 個人住民税の現年課税化については、地方税としての特質を残しつつ、所得税と合わせて簡素化していく方向で考えるべきでないか。 ○ 企業等の事務負担を軽減する観点から、給与支払報告書の総括表や特別徴収税額通知書の様式を統一すべきでないか。 ○ 地方税法第294条に基づき、住民票のあるところ又は居所で課税するため、引き続き居所の把握が必要となるケースがある。そうした点も課題となるか。 <企業側の事務負担に関して> (配布資料に基づく説明に加えて) ○ 企業においては、既に所得税の源泉徴収が相当のコストとなっており、そのうえ多様な地方税の事務負担が重なることとなる。事業者側にもメリットが感じられるように進めていく必要。 ○ 年初における住所の把握を企業が行うことについて、大きな懸念がある。 ○ 現年課税化に当たって、移行年の1月～5月分の徴収の取扱いをどうするか。また、移行に当たっては全ての自治体に足並みを揃えてもらう必要があるか。 ○ 年末調整時に、自治体ごとに異なる税率等の情報をシステムに取り込んで計算するとなると厳しい。 ○ 将来的には、(特別徴収を廃止し)マイナポータルに登録された公金受取口座を通じて自動引落しできるような形になれば、非常に簡素化されるのではないか。 ○ 企業側としては、なるべくバックオフィス業務を削減する方向。

第2回検討会における構成員からの主な意見等(続き)

項目	主な意見等
③その他	○ 企業側としては、所得税との間で人的控除の額が異なっていると、税額計算を2本同時に走らせる必要がある。そこが一本化されれば事務が簡素化されると思われるが、課税自主権等を踏まえる必要がある。 ○ 住民税の現年課税化に当たっては、賦課期日(現行：1月1日)のあり方を含め、どのようなメリットがあるか考えるべきでないか。 ○ 外国人への課税について、源泉徴収できる方が良いとも考えられるが、賦課期日(1月1日)時点で出国した人をどうするかという点は別問題として考える必要があり、現年課税化により源泉徴収としたところで、完全な解決とはならないか。出国者への課税のあり方については、様々な観点から考える必要がある。

令和6年度第3回個人住民税検討会

令和6年10月29日

- 1 日 時：令和6年10月29日(火)14時00分～16時00分
- 2 場 所：総務省 低層棟101会議室
- 3 出席者：林座長、石田構成員、小畑構成員、加藤構成員、神山構成員、坂巻構成員、
柴田構成員、末吉構成員、鈴木構成員、鵜田構成員、藤原構成員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税における現年課税化について
- (3) 閉会

5 議事の経過

- 議題「個人住民税における現年課税化について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(議事概要)

- 所得の発生時点と負担の時期をそろえる方が良いと思います。あるいは、前年をベースにしているので、実際の生活の時期と課税ベースの発生時期がずれる可能性があります。そう考えると、所得の発生時点と負担する時点はできるだけ近い方が、受益と負担の位置をできるだけエリア的に、あるいはタイミング的にもそろえた方が良いでしょうと思います。そのためにいろいろクリアしていかないといけないという部分はあろうかと思います。

そのため、例えば、自治体ごとにいろいろ税額が違ったり、超過課税があったりという中で、企業にそれを計算させるのかという点は、ずっと出ている議論です。その対にあるのが付加税で、所得税に対して何%という形です。それはそれで、地方税なのにといいところが当然引っかかってくると思いますが、どちらかしか答えがないのか、最後に精算ということを見ると、概算ということもあり得るのかなと思います。所得税の方は、毎月の給与額に応じてそれぞれ計算されているので大変だと思いますが、そのようなことも考えられるのかなと思ったりします。

小規模企業は、IT化と言われても難しい部分があるのですが、ただ、私がお伺いした

いのは、中小企業は、割と税理士が所得税の年末調整まで担っているというところが非常に多いんじゃないかなと思います。ですので、概算であっても新たに計算されたとおりに引くのではなくて、幾ら引くかということであれば、ある程度の規模の企業であれば、やはり税理士に頼んでいる場合もあるので、あまりに少ないと逆に年末調整をやる数も少ないということになると思います。ある程度の規模の企業で、なおかつ事業体の中だけで作業を行っている企業は、そんなにあるのかということは思います。そのため、どういう計算で徴収していただいたら良いのかというのは、中小企業は、むしろ税理士のみなさんに理解してもらうことが重要かなと思ってはいます。

- 所得税と住民税の税額計算、納付の事務負担の現状ですが、企業は、既に負担している特別徴収事務のみでも対応に苦慮していて、現状以上の負担増は受け入れられないというのが1つですが、まず、所得税と住民税の税額計算・納付の実情について御説明をします。

所得税ですが、日々の勤怠管理、何時から何時に出勤等の勤怠管理からスタートして、その上で給与を計算していくという流れになります。住民税は、今は自治体から送付される月次徴収額の登録からスタートするという事で、現状は違ってきます。

所得税の計算は全国一律であることから、パッケージ化されたシステムが数多く提供されています。このシステムを使っているところは、まずは、勤怠管理を行って、あとは給与管理のシステムを導入すれば、月次の計算とか徴収は、ほぼ、所得税の場合は自動化できるということになります。ただ一方で、従業員数の少ないところは、依然として表計算ソフトや手計算で給与や税額を算出しています。こうしたケースでは、所得税の計算は非常に煩雑で事務負担も大きいです。ただ、数が少ないではないかということもあるかもしれません。

問題は住民税で、年に1回、月次徴収額というのが送られてくるのですが、それをシステムに登録しないといけません。多分これは大企業も一緒だと思いますが、システムに一人一人、要は従業員ごとなので、6月から来年の5月まで、1人につき12回、従業員数分やらないといけません。これは今のままのアナログで来て、自分のシステムに手入力で登録しないといけないので、従業員の数が多ければ多いほど比例して事務負担が増えるという状況です。郵送された決定通知書を確認しながらやるということで、繰り返しますが、従業員数に比例して作業量が増加をするという状況です。これは、給与管理システムの導入の有無に関わらず、大きな事務負担となるということになります。

さらに住民税は、従業員の居住地に応じて税の納付先が複数となります。実際にヒアリングした従業員1,000名程度の中小企業では、300の自治体に納付しているということとなります。

今回、毎月の税額計算、徴収ということですが、源泉徴収の事務負担と比較する場合、年末調整の事務負担も含めて、事務フロー全体でどうするかということが重要となります。住民税の事務フローにおいては、企業側もシステム化するというのもあるのですが、各自治体の書式の統一とか、本当は税率も一緒にしてもらいたいかもしれません。

今、申し上げた様式の統一化でございますが、各自治体から受け取るものの色や大きさもばらばらですし、返送用封筒、宛名ラベルの有無、返送時の書類の切取りが必要なもの等、とにかく各自治体によって返送に伴う内容が異なっていて、納付先の多い企業にとっては、事務作業の煩雑化を招いています。

また、特別徴収税額通知について、今年から電子媒体で受け取ることができるように見直されています。eLTAXを活用して、給与支払報告書の各自治体への提出から、税額通知の受け取りまで一貫して簡便に行うことができれば、自治体・企業双方の事務負担軽減に資するものになるのではないかと考えております。

ただ、一方でヒアリングを通じて企業から、セキュリティーの観点から、パスワード付きのZIPファイルの授受を禁止しているため活用できないとか、通知書ファイルがウインドウズ標準のエクスプローラでは解凍できないため、有償ソフトを購入しなければならないなどの指摘を受けております。

また、eLTAXを活用し、税額通知の電子受取を実施した企業からは、電子選択したにもかかわらず、紙通知を送付してきた自治体があったとか、自治体から送付された電子ファイル名が、本来のルールどおりになっていなかった等の細かい部分にはなりますが、こういう細かいものが積み重なると煩雑化するので、まさに自治体ごとに異なる対応に苦慮し、業務を効率化できなかったという声が寄せられています。

については、今回の電子化が自治体・企業双方の事務負担軽減に資するものとなり、来年度以降の普及が進むよう、ぜひ、総務省、地方税共同機構、自治体、企業実務担当、システムベンダーなど、eLTAXに携わる関係者が一堂に会して、eLTAXを利用した業務の在り方や運用ルールに関して協議を行うことが必要ではないかと考えております。

なお、今回の電子化を活用された割合や、eLTAXの利便性向上について、現状でどのような改善が検討されているのか、後で教えていただけると幸いです。

○ 恐らく今もそれなりに毎月の徴収額、現状の月次の徴収額の登録、入力、管理等が大変だと伺ったので、そこを見直した場合の事務負担の増というのがどれくらいのものなのかなというのを、引き続き具体的に把握していきたいなと思いました。

もう一点、様式の統一については、恐らく省令で我々が定めている税額が分かれば良いと思うのですが、様式にそれなりのことは、多分どの自治体もばらばらの様式の中に、少なくとも省令で決まっているものは書いてあるのと思っていまして、その場合にどの辺が実際の作業の中で大変になるのかなというのが、ちょっとイメージがつかめないとこがまだあって、こっちの様式とこっちの様式でばらばらのときに、知りたい情報が仮に書いてあったとすれば、それがどれくらい大変なものなのかなというのが、ちょっとつかめないとこがあったので、そういう観点で御質問をさせていただいたというところなので、また引き続きその辺、今のお話は実務面のお話で押さえていきたいところなので、また引き続きやり取り等、把握をしていきたいと思っていますところ。

○ 実務面の様式関係ですけれども、様式をどういう順番で並べてあるのかが違うだけで、機械読み取りで情報の流し込みができなくなり、結局それを人力で読み取って、これはここというのを1個1個プロットして手入力しなきゃいけないということは非常に困るというのと、特別徴収税額通知とかだと様式もさることながら、紙の大きさもばらばらだということで、これも非常に読み取りには難があるということで、大きさとかもそろえていただきたいというお話はありました。

あと、給与支払報告書については、基本的には給与計算等が自動的に流れていくので、かなり楽にはなっているのですが、給与支払報告書そのものにおいても、例えば、給与支払報告書の個人別明細書の摘要欄に書く内容や、普通徴収切替理由書兼仕切書の中に書く内容で、例えば、普通徴収とする理由別の符号がばらばらだとか、あるいは、理由別の人員の記載がそろっていないということで、システムに落とし込むことができないので、人力対応が必要になっているという話があります。

また、給与支払報告書のみならず、そのほかのいろいろな届出書でも、例えば、社名の変更とか、企業の住所地の変更とかで提出する特別徴収義務者の所在地名称変更届出書は、提出先の自治体につき1枚ずつ出しているわけですが、その届出書1本で終わる自治体と、当該届出書以外に給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書もつけてくださいという自治体があって、取扱いがばらばらだというお話もあります。

それから、特別徴収税額通知とか特別徴収税額変更通知書もいろいろ差があります。例

えば、特別徴収税額通知の変更月欄の記載で6月と書いてあるところと、空欄になっているところがあります。また、通知の摘要欄で内容的には同じだが、自治体ごとに表記がばらばらになっているということです。ある自治体では「退職により」と書いてあったり、ある自治体では「退職により普通徴収へ切替」と書いてあったり、あるいは「給与からの天引き予定分を個人払いに切替」という表示になっていたり、あるいは「退職により9月分から普通徴収に切替」と書いてあったり、あるいは空欄という自治体もあるということです。このように、取扱いが非常にまちまちであります。

それから、特別徴収税額通知に関しては、社員のマイナンバーの記載がある自治体とそうでない自治体があって、できれば企業としては、そういう情報をもらいたくないので書かないでもらいたいという要望もあります。

それから、自治体から来る照会文書、1月1日の住所とか扶養者、こういった照会文書の様式がばらばらなので、回答のための画一的な処理ができないというようなお話も聞いています。様々ありますけれども、こういったところが実務上で指摘されているというのを紹介させていただければと思います。

○ これはe L T A Xなどで電子化がされると、少なくとも様式の違いというのは解消されるわけですね。

○ 様式の統一自体は、総務省から既に提示されていて、こういうふうに統一した様式を使っていきたいということ自体は数年前に言われてはいます。

もう一つ契機になるのは、今少しお話があったシステムの標準化が、令和7年度中に標準化するように国の方から求められていますので、そこで統一化をしっかりとっていくということなのかなと思います。

○ 今の金額が決まったものを打っただけでも大変というお話を伺うと、所得税と同じように毎月8万円だったら幾ら、9万円だったら幾らという簡易の表を見て、探してというのを住民税もやってくださいというのは、さすがに無理だと思います。

だから現年課税でいろいろ変わる中で、ここはちょっと計算が楽になったという部分も出せる可能性もあるのではないのかなと思います。ただこの場合は、どうしても自治体の方に最後のきっちりした調整はしてくださいという話になるので、結局どちらがという話になってしまいますが。

○ 現状の特別徴収と比較してどうかというのを企業側の事務負担に対して、もちろん年末調整は別途という話にしたとしても、毎月の税額計算について、今の特徴と比べてどう

かというのを見ていくというのは、一つあるのかなと思います。

- 特別徴収税額通知書についてまず、月次の徴収額をアナログのものを打ち込む手間があるということに関しては、特別徴収税額通知書は2つありまして、「特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」というのと、「（納税義務者用）」というのがあって、前者の特別徴収義務者用というのを電子で受け取っておられるところについては、電子的に対応するというのも、可能になると理解しております。

とはいえ、中小企業の中には、電子化に対応できないところがあるというところが問題になるかと思うので、紙のものも統一された方が良いのではないかということは、そのとおりだと思います。

一方で、今年度から始めました特別徴収税額通知書（納税義務者用）について、どれぐらい使われているのかということをお尋ねいただきましたけれども、今年度分は6月までに347万件の特別徴収税額通知書について、374万人分を電子で交付をさせていただいたという実績がございます。特別徴収に係る納税義務者数は、大体4,000数百万人というふうに承知しておりますので、10%弱の方に、初年度ですけれども対応させていただいたと。導入された企業のみなさんからは、かなり楽になり、紙を職員に配る手間が省けたというお言葉もいただいております。

一方で、御指摘いただいたようにZIPファイルの問題があるということも聞いておりまして、これは結局、個人の税情報なので、セキュリティの関係でのシステム対応と、あとは自治体の方での手間といったことを勘案して、こういう仕組みにしておりますので、これをすぐに見直すのはなかなか難しいのですけれども、初年度においても、かなり御利用いただいたということと、あとは人事給与システムのパッケージソフトなんかも、続々対応をしようとしていると聞いておりますので、利用がさらに増えるのではないかと。ということで、来年度に向けて、よりたくさんの申込みがあった場合も、円滑に電子でできるようなシステムの拡充といったことに、今まさに取り組んでいるところでございます。

- 今、特別徴収税額通知をメインにお話をされていたかなと思うのですが、仮に現年課税化になったときに、果たして特別徴収税額通知というのは必要なかどうなのかという話が出てきます。
- 現年課税になれば不要になると考えます。
- そうしたときに自治体としての負担は、特別徴収税額通知を出す必要はなくなり、それ

はいいことなのかなと思うのですけども、一方で賦課計算を今は全てやって、税額を決定した上で通知を出していますけども、その賦課計算自体は、やはりやめられないのかなと感じています。

今度は特別徴収税額通知という企業宛の通知書ではなくて、個人宛の納税通知書というものが必要になっていくのかなと思います。賦課課税がある以上は、還付が発生したときに、どうなって税額が変わったということは知らせなくてはいけないという、納税通知書の義務は、やはり続いていくのかなという気はします。

それから、今度は納税義務者の方の負担に関してふるさと納税を1つ例に取ってみますと、5か所までの寄附については、申告不要ということになっていますけども、今度は還付をして、給与支払報告書、源泉徴収票の中に振込口座を書くということが、前提として完全に網羅されていれば必要はないと思うのですけども、納税義務者の方からは、今度は還付に対する手続が必要になっていきます。そうすると、ワンストップ特例の意義というのはどうなるのかなと感じます。今、ワンストップ特例で5か所以内であれば、寄附者は何もする必要がなく年末調整も終わっている、住民税は賦課課税です。そうすると、今の納税義務者の方は何もする必要がないものが、今度は還付の手続が必要になってくるということになるので、今度は納税義務者の方が、じゃあワンストップ特例をしなくても良いじゃないかとなり、ワンストップ特例の意義というのがどうなっていくのかなというのが、ちょっとした疑問になると感じます。

なので、特別徴収がどうなっていくかによっても、変わっていくのかなという気がします。

- ふるさと納税については、ある種、寄附者が得をする仕組みになっているので、それぐらいの手間をかけてもらってもいいのではないかと思います。何もしなくてもお得で何かもらえますよというのが、ちょっとやり過ぎじゃないかと思います。
- そうすると、自治体の負担はかなり減ると思います。今おっしゃったような方法を取れば、例を申し上げますと、医療費控除も含めて6万6,500件の対象があります。今の状況だと全部に通知を出して還付可能という通知や、税額決定通知書も納税通知書も出さなきゃいけません。でも今おっしゃったようなことが可能であれば、その手間がほとんど省けます。私も、あくまでも寄附なので、その人たちに楽はさせなくてもいいのではないかと、必要があれば自分で申告をすればいいのではないかとこの気はします。
- 課題ですとかメリットについては、前回の検討会でかなりご指摘のあったところなの

ですが、市町村精算方式を仮に取ったとして、どんな事務負担になるのかなというのをお話しできればと思います。

人口が370万人おるものですから、税事務も、そもそも多いところですけども、6月の給与から引いてくださいという特別徴収税額通知を、約16万件送っています。そのほかに、普通徴収です。個人の方にお支払いくださいという納税通知書を直接個人の方にお送りしている人数が、大体70万人ぐらいいます。ですので、16万件の通知を送らせていただいて、そのほかに70万人分の通知をそれぞれ送っていると、そんなような件数規模と思っています。

市町村精算方式にすると、こういった税額通知を送る必要がなくなりますので、そういった意味では、5月にお送りする16万件というのはシンプルになるのだろうと思います。

それから、定期課税ということで5月に送るのですけど、6月以降も変更があれば企業にかなり負担になっていると思うんですけど、その都度、その都度、税額の変更通知書を送らせていただいていて、これが年間で15万件。なので、一発で16万件送って、あと残り11か月を使って15万件送っているという規模になります。

それから、企業の方から異動届として大体年間21万件頂いています。繰り返しになりますけど、市町村精算方式になると、シンプルにこれらの業務はなくなるということになります。

ただ、これ以上の源泉徴収事務は難しいと言われている中で、その源泉徴収事務を前提にお話をさせていただく大変心苦しい形になるのですけれども、我々の出番として、住民税の還付・徴収がどれくらい発生するのかなというところですが、現在、課税資料として提出されているものを人数で割ると、大体275万人分いただいているところです。そのうち、いわゆる均等割がある納税者については、約190万人いらっしゃるというところでございます。

先ほど、普通徴収の税額通知書を70万人に送っていますということをお話したのですけども、190万人から70万人を引いた120万人というのが出てくるのです。これが今だったら特別徴収という形で企業から引いていただいているんですが、この120万という数字を企業宛に決定通知を送らなくなるので、個人宛に決定通知を送ることになります。それは先ほど、おっしゃったとおり、6月の時点で何かしらの税額決定をしなきゃいけないということで、6月の時点に送る決定通知だったり、還付の通知だったり、

今までは16万件を企業に送っていればよかったという形なのですけれども、所得税精算方式になると、120万人に最大送っていくというような事務量が、1つ発生するのかなと思っています。

さらに、これは単に決定通知を送る件数が120万ということなので、この中に還付する方も、追徴となる方も両方いらっしゃると思います。そうすると、この120万ですから、還付ということで、それはそれで通知を送るというのが今の仕組みになるんですけど、通知を送るということになります。通常は年間8万件ぐらい還付の通知を送っています。これは、シンプルに税額が途中で変わるので、変わったので申し訳ないけど還付させていただきますということで、ふだんの税の業務の中で、毎年8万件ぐらいが還付の対象者として出てきているのですけれども、これが市町村精算方式になると毎年ということになりますので、先ほどの120万というような規模で還付をしていく可能性が出てくるのかなと思います。

件数は、単純に現行が190万人で、70万人に送っているので、120万人増えるという形でお話をさせていただいているのですけれども、制度設計によっては、増えたり減ったりすると思っています。

先ほど、課税資料の提出がある方が275万人いますと言わせていただいたのですが、自治体は基本的に非課税の方には、何の通知も送っていません。課税の方にのみ通知を送っているのですけど、今回、源泉徴収、現年課税していくとなったときに非課税者の方への対応によっては、非課税の方にも何かしらの通知を送るというふうになってくると、先ほどの275万がベースになってきてしまうので、さらに事務量が増えてしまうのかなというようなことを考えております。

ただ、どうしても福祉サービスの関係で、6月に通知を送らないと福祉の年度切替えができないという課題が出てきてしまいますので、6月に送ること自体は、福祉側にかなり大きな影響を与えてしまうので、変えられないのかなと感じています。そうなってくると、やはり今のアナログのやり方では、業者ももちろん今でさえ大変なのにといいところなのですが、自治体側もアナログのやり方では、少なくとも100万単位のものに対応することはできないのかなということで、eL TAXやマイナポータルをどこまで活用できるのかという議論が大事になってくるのかなと思いますし、還付するにしても公金口座やどこに返せば良いかというようなことを確認するときにマイナポータルを活用できるのかどうかというのが、1つ課題になってくるのかなというふうに感じていま

す。

業務量のことで制度設計をゆがめてはいけないのかなとは思いますが、シンプルに今の制度をそのまま当てはめようとする、企業はもちろんかなりの負担があるので、自治体側も負担が出てくるということを踏まえながら、どんな制度が良いかということが検討できれば良いのではないかと考えております。

- 非課税の方ですけど、幾らを超えた部分にというふうにしていかざるを得ないと思います。1万円でもバイト料があったら引いて、それをまた全部還付するのかというと、所得税でも引いていないわけですから、概算の場合でも、何らかの収入が幾ら以上だったということです。どうしても期分けのところって、今でもバイトで少し超えたりしたら調整していますが、そこは概算とはいえ、課税最低限みたいなものは要るのだろうなと思います。

- 事務量が減るかどうかなというところなんですけども、自治体の方ですけども、当初賦課については、1月から6月ぐらいまでが繁忙期になるのですが、取り分け忙しいのが4月になります。というのは5月中に、特別徴収の通知を送らなければいけませんので、4月末までにはデータを固めて、そこから出力して封入・封緘して送っているためです。

課税資料ですけども、3月15日に確定申告が終わって、そして国税連携で課税所得税データが出てくるのですけれども、最終は4月にずれ込みます。ですので、4月上旬に一応課税資料が出そろって、4月末までに名寄せして課税してあらゆるチェックをして、扶養是正をして出力するという、この4月が物すごいピークになっていて、あわせて、人事異動が重なりますので、そこでベテランの職員などが異動すると、課税誤りとかそういうのにつながりかねないというところで、もし特徴通知が必要ないということであれば、その決定を普通徴収のタイミングが6月ですので5月末までにデータを固めれば良いということになれば、自治体としては事務負担がかなり軽減されるというふうには感じているところです。

そしてもう一つは、大量の還付について少し懸念しているところが、源泉徴収されていた税金が賦課決定されることによって、地方税法でいう過誤納金というものになります。過誤納金が発生したときには、まずしなければいけないのは、滞納の税金に充当するという作業になります。

ちょうどそのときに、例えばそれが6月に賦課決定して、かなりの数の還付対象者、過誤納金の対象者が出てきます。例えば、4月、5月に固定資産税の納税通知書を送ります。

固定資産税の納期が5月末だとしたら案外、結構な方が納期を越えてやはり納められます。10%ぐらいはずれ込むのではないかと思いますのですが、そういうものにまず突合していけないといけないという作業はあるので、そこは大きな問題かなと認識しているところではあります。

- いろんなことを電子化して早くできるようにしないと、仮に還付で、所得税の年末調整の還付が12月で、住民税の還付は6月という話になってしまうので、できるだけそこも今の手作業でされている部分が、どれだけ電子化で楽に間違いがなくなることができるのかというところにもかかってくると思います。
- 標準的な税理士、全国には8万人の税理士がいますけれども、月に10件法人税の申告書を書いて120件あるとして、企業が給与計算しているのは、120分の5ぐらいかだと思います。50はしていないと思います。何をしているかというと、120件分の年末調整及び源泉徴収の指導をしていると思います。税務相談は、ほぼ全てにしていると思います。

今回の話は、コストとどう対峙していくかということが問題だと感じていて、それは企業側、源泉徴収義務者側のコストの問題は、物すごく大きくあるんですけども、この中で見せていただいた中で、一番きついコストがかかると思うのが、市町村精算方式における最終的な精算の事務です。これをなしにしようと思えば、これは企業精算方式、年末調整方式と言いたいのですが、そういうふうな形にしないとダメです。

ただ、そこで確定してしまうと賦課課税じゃなくなるので、そこは工夫が必要なのだろうと考えます。課税標準申告というようなやり方が必要になるのかもしれないが、その場合においても、かなり企業側の事務負担が増えてくるので、住民税を所得税の付加税とすると、所得税の何%増しとか、税額表方式になると思うんですけど、個人住民税と所得税というのは税額がかなり違いますので、何割増しというふうなやり方は、相当厳しいだろうと思うので、個人住民税の税額表を別途作って、それを当てはめて加算しないといけないと感じます。

何と言っても5,000万人というのは恐ろしい数字で、この方々は現在、年末調整で一旦12月、または1月に片づけています。所得税の方はそれで一旦、片づけていますけれども、もう一回、3月15日に再確定しているケースも多いので、4月ぐらいに最終確定納付・還付、最終精算が行われているのではないかという気がしているので、4月か6月の辺りの納税者側からすると、それぐらいの差であれば、もしかしたら企業精算方式に

よらざるを得ないのかなと思いますが、それもなかなか非現実的なコストが横たわっていると感じました。

- これから、副業がかなり増えてくると思いますので、そうすると何か所かで働いていた人が所得税のように理解をされている方で、実際に申告をしていただければいいですけども、実際に我々の方で業務をしている中で、所得の通知を国税の方に、各税務署の方に行っています。それが、なかなかの件数なのです。

扶養調査に関しても扶養の否認が、税務署の方から依頼がありまして、その否認、この方は扶養の範囲外ですよという通知をしなくてははいけません。これも結構な件数になっています。税務署の方は世帯管理しておらず、自治体が全て持っていますから、それはやらなくてはいけないと思いますが、やはり納税者の方が、みんなしっかりと申告をしてもらえればいいんですけども、そこはちょっと抜け穴になっていってしまいます。それをやはり我々の方で、賦課計算を、先ほども言いましたけども、必ずどんな方法にしても賦課計算をしなきゃいけないというのは、やはりそういうところなのかなというのは感じます。

- 今ちょうど副業のお話をしていただいたので、これはどうなるか分かりませんが、今はいろんなところで学び直しだとか、リスクリングだとか、あるいは転職が増えています。そういうときに、4月には所属していたのが、途中で退職したみというようなケースがこれからもっと出ていくだろうということですね。

議論が、今までどおりのずっと勤めていらっしゃる方で、最後の退職のときだけがちょっとしんどいよという人が何か対象になっている気がしています。転職してどこの企業に行ったか分からない人にも送っているけれども、もう企業も連絡が取れないということが起きたときに、それからどうしようかという話では、遅いと思っています。

ですが、さっきおっしゃった年末調整が減っているというのは、なぜなのか。やはり企業の側の税理士、税務コストの削減なのか。

- 報酬料金についての源泉徴収ですけれども、これは所得税の源泉事務において、紛争が多発している分野です。この人は源泉を取る、取らないという見極めが極めて難しい分野で、こういう人は報酬料金を源泉で取るべきとなっているのですけれども、それは働き方が多様化する前の例示であって、例えばウェブデザイナーとかもどっちに入るのか極めて難しい部分だし、プロレスラーとプロボクサーは源泉徴収義務があるのですけど、総合格闘家はどっちか分からないというようになかなか多難ですよということは申し上げた

だと思います。ましてや、企業内外という話になると、物すごく難しいところが出てくるだろうなと思います。

- そういう意味では、今でも年末調整だけで済まずに、2か所からというケースも増えているのですね。場合によればそれが当たり前になった世界において企業で完結というのは、なかなかむしろ難しいだろうと思っています。

- 企業側も現年課税そのものに対する反対というよりは、それによって事務負担がさらに増えるのは反対ということかと思っていますので、どのようにして追加負担を生じさせない仕組みにするかというのを議論していくしかないと思います。

そこを考えると、自治体の収入と支出に納税者が関心を持っていくということで、申告納税方式が原則だと思います。それによって納税者意識を、個人住民税についても育てていくことが必要だと思います。

所得税の付加税のような形で、最初は所得税の何%という形で徴収した上で、自治体でもなく、企業でもなく、納税者自身が還付手続をするという形にならないかなと思っています。

特別徴収の人数が普通徴収より多いということですが、やはり特別徴収の前提が崩れてきているように思います。終身雇用というわけではなくなってきていますし、1か所で働くというような方よりも、副業している方が増えていると思いますし、日本にとどまっているだけではなくてきており、特別徴収の前提が崩れてきているので、やはり見直しをして現年課税が望ましいということに、結局なるのではないかと思います。

その中で、事務負担を軽減するような形を考えていかななくてはなりません。今、様式の標準化を進めてくださっているということなので、そこは解決されていくのだろうと考えますと、e L T A Xをもう少し使いやすいものにしていくのか、本当に申告納税方式にしていくのか、もう所得税方式でもなく、市町村精算方式でもなくという選択肢を議論していてもいいのではないかと思います。

- 今は特にサラリーマンのみなさんは、もう税務署と関わることはないですが、そうしたことが続く前提で制度設計をしていくということの危うさを感じます。

そうは言っても、今は終身雇用的な人の方が多いので、どういう形でそこを説得していくかというところはあると思います。ただ、これから世の中に出ていく人、若い人には、もっと最初から言っておけば、分かるのではないかなと思います。

- 現状、源泉徴収とか、特別徴収の人が多いでしょうけども、やはり納税義務者という人

たちがいて、それでその人たちに、これだけ払うのですよ、そして確定申告があるというところも意識して、もう一度、事務負担と言いますか、何かその流れをうまいことできないのかなと思いました。あとはもし還付があるとして、所得税分は国税というか税務署で還付があって、住民税の分は、また別に還付があってという、2段階で還付をいただけるのか、2段階で納税するのか分からないけども、そういうイメージになるのかなと思うと、納税義務者の便宜でいうとのです、まとめて払うべきでないかという感じになると思います。

もし一本化するとすると、自治体の方でとりまとめて、必要な部分を国税や県税の方にという形になると思います。

ですからもしかして今、2段階で行く流れになっているのですが、何か実際のところかというと、さらに進めて一本化といいますか、1か所で納税者が払うみたいな形も合うのではないかと思います。

確定申告を前提としないような議論かなと思うのですが、もし今後、複数のところからいろいろ所得を得ているというようなのがあるとすると、もう少し確定申告を前提にするような方向も、もしかしたらあるのかなと思います。

- 現年課税になっても、やっぱり賦課徴収というイメージなのでしょうか。
- 方法論になってくると思うのですが、自治体としては、今現状の課税方式を考えると、どうしても賦課になってしまうと思います。それはやはり、我々が税額を決めているというところからだと思います。

先ほども還付が発生するときにも、我々の感覚でいうと申告がなくても、我々が賦課計算をして、それと源泉徴収税額を突合したときにどうかという作業を行うので、所得税方式にしても、市町村課税方式にしても、賦課課税方式にしても、どちらにしても賦課計算は絶対に必要になってくるのかなという感覚です。

- 申告と賦課徴収の一番大きな違いは税額の確定ですか。
- そうですね。所得税に関しては、納税者の方が申告をしてそれは企業がされていることなので、個人の方の所得税の申告をしてきているのは、我々の感覚で見ると、あなたたちが自分で税額計算したのですよねということになります。
- 申告はそうですけど、いわゆる年末調整の場合の税額確定は企業でしているわけですよね。それは、企業が税務署の代わりというか、企業が税務署の機能を果たす、課税庁側の機能を果たして、そこで確定するという話をするんですけどそれは、賦課とは言わない

のですね。

- そうですね。所得税方式の場合ですと、必ずしも賦課というのが出てこないというパターンも想定されると思いますけれども、やはり所得の確定、税額の確定というのを、どのように捉えるかということかなと思います。
- 申告納税と賦課課税で、一番大きな違いだと思っていることは、やはり加算税を課されるかどうかではないかと思っています。いろんな仕事を持つ方が増えて、申告情報をちゃんと適切に出さずに免れている方が、住民税については、ペナルティーを科されないというのが、不公平感があるように思います。特にあらかじめデータが把握されていて、こちらを押せば申告が完了するというシステムだと、ほかに収入もあるけど把握されていないようだから、これは隠しておこうというときに、地方税はペナルティーを科せないというのであれば、不公平感があるなと思ひまして、申告納税方式を、個人的にも強く推しています。
- もちろん税額の修正というか、後でそれはあるのしょうけども、今言われたようにペナルティーはないのですかね。
- 確定した所得を基に計算しているので、そういったものは、理論上は起こり得ないです。
- 意味合いとしては、もし隠していたものがあっても、所得税へは所得を計算し直して加算税が課されるけれども、住民税では加算税なしに、でも所得が増えますので、その分は住民税が増えるので、加算税はなし。そういう意味合いで良いのですか。
- 例えば、源泉徴収、年末調整をされたものと、あと別に働いていたもので、自治体の方にも100%給与支払報告書が届いているとは思っていないくて、やはり給与支払報告書が出ていない企業も中にはあるのかなと思っています。それが後で分かった場合には、虚偽の申告になりますので、それに対する罰則は地方税法の方でもあるというふうに思っています。もちろん年末調整だけであれば、それに対して罰則というものはないかなと思います。
- 税務署の代わりに企業が税額を決定して調整するという形で、企業の代わりに自治体になるだけじゃないのかなと思います。
- 賦課というのは、我々が税額を決めて払いなさいということが賦課なのかなと思っていて、我々にしてみれば、例えば、給与支払報告書があります。年金をもらっている方であれば、公的年金等支払報告書があります。さらに、確定申告をしていれば確定申告を見て、それぞれの資料をチェックして、最終的に資料合算をして、我々がその方の税額を決

めているということです。

- 企業が確定して調整をしているわけですね。それは、言わば申告に近いけれども、今おっしゃった前取りをしておいて最後に自治体で確定するというのが、企業と自治体の立場で考えると、そこでなぜ急に賦課に変わるのかが理解ができません。企業の代わりに自治体が、もちろん前取りは企業にお願いすることになります。そういえば、税務署の代わりに同じように、自治体の代わりにですね。ということで、企業が確定するのか、自治体が確定するのか、なのかなというのがちょっと気になります。

- 今でいうと、特別徴収に当たる部分について、いずれかの方式が取られるのであれば、確かに賦課というのは、そもそも少しニュアンスが違うのかなという印象はあります。

あくまで税額が決まりました、こうなりましたということを、どういうふうに税的に捉えるのかというのは、もう少し議論が必要かなと思うのですが、どっちかという、実務面で税額が決まっていなくて、自治体のいろいろなサービスが進んでいかないというのがあるのかなとは思いますが。

- 固定資産税はいわゆる家屋、建物が賦課で、償却資産は申告ですね。そういう意味では、別に地方税も申告的なものは、形の上ではあり得ます。

- 申告はしてもらいけれども、あくまで賦課決定して告知するということになっているためです。

- 税理士的な意見かもしれませんが、申告納税方式と賦課課税方式の一番大きな違いというのは、申告納税方式というのは、第一次的な税額の確定権が納税者側に付与されているというところが極めて大きくて、その意義を尊重するならば、その確定申告の内容を覆す課税処分をするときの立証責任は、課税庁側にあります。賦課課税方式は真逆です。そのため、賦課課税方式の租税の場合は、我々は非常に試されます。立証責任を負うためです。そのため、その違いは結構無視できないのではないかと考えます。

- ただ、申告されないケースで、年末調整だけで終わっているケース、ほとんど給与所得者のケースですけど、自分で計算しませんよね。企業は納税者の、給与所得者の代わりに計算をしているのか、税務署的にしているのかというのが、私は、徴収義務者なので税務署の代わりだろうというふうに思っていました。

- 源泉所得税の納税義務者として申告納付しているということじゃないですかね。その源泉所得税が、本人が確定申告しなくていいほど精緻に計算されているという感じです。なので、個人が所得税の確定申告をしなくていいという効果と併せて、税務署のような機

能を果たしているということかなと理解しています。

- 全く同じです。扶養控除等（異動）申告書という申告書を、企業の方に提出をしなきゃいけないが、そこには、〇〇税務署長殿と書いてあるわけで、あれはまさに申告書だという認識です。

それ以後の事務を源泉徴収義務者が引き継いで、そこで計算をするというふうなことになっているのですけれども、給与所得に関する源泉徴収制度、年末調整制度については、申告納税制度と賦課課税方式の中でも、極めて説明するのが難しい分野のため、一般的な申告納税制度における現年課税、前年課税の議論の方が、整理がしやすいような気がします。

- ボリュームゾーンがどうしても給与所得になりますし、それから個人事業の方も、今はいわゆる専従者給与も含めて、かなりサラリーマン化というか、給与所得者化していると思うので、もちろん事業主はそうですけど、個人事業であっても、そこで働いている家族というのは、みんな、ほぼ給与所得者になっていることでしょう。そういう意味では、やはり給与所得を念頭に、いろいろ制度を考えていかざるを得ません。
- 制度の幹については、給与で考えると非常に難しい局面が幾つか出てくるので、まずは事業所得をベースに考えて、給与の事情を加えていくという方法の方が、スムーズな気がします。
- 事業所得を現年課税するのであれば、やはり予定納税になるのでしょうかね。前もって、一気に申告時に払うという形ではなくて。そういう意味では源泉徴収もある種の予定納税なのかもしれないですね。

さっき冒頭でお話が出たいろんな様式の統一により、今の前年課税で物すごく楽になったら、何も変えなくて良いという話になってしまうかもしれないですけど、この話を進めていくと、全員分の12か月分をそれぞれ打ち込んでというのをe L T A Xでそれがざっと従業者に反映されるところまでは非常に難しいですよ。

- e L T A Xで送っているものは、ファイル形式でいえばシンプルな形式になっていて、それを読み込んで会計ソフトに入れるということ自体は、それほど難しくないのかなという印象はあります。
- でも、人とひもづいてないと駄目ですよ。
- 企業からいただいている事業者番号のようなものと名前と生年月日などの情報と、毎月幾ら引いてくださいという情報を、ある意味シンプルな、C S Vファイルにして各自治

体から企業の方にお送りしています。それを読み込んで、向こうのシステムに充ててもらえばと思うのですが、大企業は多分それでやられているのかなと思うのですが、中小企業は難しいということなのかなと受け止めています。

- 給与支払報告書を電子でまず出していただいて、そのときに電子で欲しいですという希望を表明していただかないと、我々の方からお送りできません。それが対応できているところは多分大丈夫なのですが、それを希望されていないところは紙で来ますので、紙を見ながら打たないといけないということをおっしゃっていたんだと思います。
- 我々は短冊でもらいますけど、短冊でもらっているということは打ち込んでということですか。
- 今は納税義務者用と特別徴収義務者用の両方を選べて、両方電子というのもあれば、片方は紙で片方は電子という選び方もできますので、それに応じて送付させていただいています。
- むしろしばしば来る変更通知等の対応で結構手間がかかっているというのが、実感だと思います。
- 例えば10月で転職して勤務先を移った人の特別徴収はどうなるんですか。
- 理論上は、退職した企業の方から、退職しましたという届出を出していただいて、さらに新しく入りましたという届出をいただくことで整合性を取っているというやり方になっています。
- 現年課税の場合、令和6年の1月1日の自治体が課税することになると思うが、令和6年中になくなった場合、これは追えるのでしょうか。前年課税の場合は、令和6年の実績を令和7年1月1日時点の自治体が課税するので、若干遅い分だけ追いかけることも少しは可能性は広がるような気がするんですけども、追いかけれない可能性が、現年課税の方が増えるということはないのかということに関してあんまり変わらないものなのか、どうなのかというふうなことを一度お聞きしたかったです。
- それはやはり心配しています。賦課期日から精算する場合、1年半のタイムラグがありますから、その間に当然引越しをされる方がいるので、追いかけないといけないと思います。追いかけれないことはないと思うが、国外に出られる場合もあります。

亡くなられる場合もあるというところで、そこはちょっと考えていかないといけないかなとは思っています。

あと別の話でいうと、源泉していた企業が源泉をするけど納めないという企業もある

と思うのですね。特別徴収でも滞納がありますので。そういった企業は、最終的に個人に課税したときに、どうやって精算するのかと思います。そういった難しさは期間が長ければ長いほど難しいと思うのですが、追えないことはないと思います。

- そうですね。税は税だけで動いているわけじゃなくて、やはり住民票の情報と一定程度連動はさせていますので、転出・転入の情報は、一定程度はつかんではいますので、そこに対して送るということにはなります。
- 我々もこの2つの方式だけというふうには思っておりませんので、いろんなやり方や先ほどからお話のありました、確定申告を間に挟むというやり方で、あくまで仮の徴収であって、最後に賦課決定してというのを基本的には考えていましたけども、確定申告という話をどう捉えるかというのも、また1つの論点かなと思います。
- 所得税の申告書に関して今は開いたら全部入っているわけじゃなくて、自分で打ち込んで申告書を作っていくじゃないですか。あれを所得税と同じような仕組みのものを作って、住民税については、12月に給与が確定したら自分で書いてくださいねといって、それで調整するというふうに納税者に、打ち込んでもらい、複数あれば、ちゃんと複数入れてくださいよということで、もう少し納税者を巻き込んでいいのかなという気がします。